

定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容

および当該体制の運用状況の概要…………… 1

連結計算書類

連結持分変動計算書…………… 5

連結注記表…………… 6

計算書類

株主資本等変動計算書…………… 19

個別注記表…………… 20

住友ゴム工業株式会社

法令および定款第15条の規定に基づき、上記の事項については、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.srigroup.co.jp/>)に掲載しておりますので、「第127期定時株主総会招集ご通知」の添付書類には記載しておりません。

業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

	(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
総論	当社は、以下のとおり当社グループ（当社および会社法第2条第3号に定める子会社）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し、取締役会において次のとおり決議しております。	当事業年度は、いずれの項目においても、業務の適正を確保するための体制の運用を適切に行いました。個別の運用状況の概要は以下のとおりです。
①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	当社文書管理規定に従い、起案決裁書等、取締役の職務の執行に係る情報を記録し、適切に管理する。当社取締役および当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できるものとする。	取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成され、それぞれ文書管理規定に従い適切に管理しており、当社取締役および当社監査役は、これらの記録を随時閲覧できる体制としております。
②損失の危険の管理に関する規程その他の体制	当社グループの事業活動に重大な影響を及ぼす恐れのある品質、法律、環境、与信、事故、災害等の経営リスクについては、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規定に基づき、それぞれの担当部署および各子会社において事前にリスク分析、対応策を検討し、当社の経営会議等で審議する。リスク分析・対応策の検討に当たっては、必要に応じて顧問弁護士等の専門家に助言・指導を求める。 当社グループ横断的なリスクについては、当社管理部門の各部が、それぞれの所管業務に応じ関連部署および各子会社と連携しながら、グループ全社としての対応を行う。リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理活動を統括し、リスク管理体制が有効に機能しているか適宜調査・確認する。 当社グループにおいて重大なリスクが顕在化し、または顕在化が予想される場合には、危機管理規定に基づき、当社社長が危機管理本部を設置する。	当社リスク管理規定に基づきリスク管理委員会を2回開催し、当社グループ横断的なリスクの管理活動を統括するとともに、当社グループ全体のリスク管理体制が有効に機能していることを確認しました。 2018年9月の台風21号による事業所（泉大津工場、物流子会社倉庫）の被害最小化等、その後の適切な対応策を実施するため、危機管理本部を設置し対応にあたりました。

	(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	取締役や管理職等の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、当社では職制および業務分掌規定において担当部署、職務権限および各組織の所管業務を定め、各子会社にもこれに準拠した体制を構築させる。 また、当社では執行役員制を採用し、環境変化や顧客ニーズに応じた機動的な事業運営を行う体制とする。 なお、各部門・各子会社の業績や効率性については、中期経営計画等を策定するとともに、予算会議において目標を設定（目標は四半期ごとに見直す）し、グループ業績会議において月次単位で達成状況を報告させ、把握・分析する。 当社グループの業務全般においてITの活用を推進し、職務執行の効率化を図る。	定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催し、中期経営計画や決議事項の進捗状況を確認するなど、効率的に執行できる体制としております。また、執行役員制を採用し、取締役会から広範な権限委譲を受けた経営会議を24回開催することで機動的に事業運営を行いました。
④取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	住友ゴムグループの企業理念、住友ゴムWAY、企業行動基準や各種コンプライアンス・マニュアルの当社グループ全体への浸透に努めるほか、経営トップの指針を明示して、法令遵守、企業倫理の維持が経営の根幹をなすものであることを当社グループ全体に徹底する。 当社社長を委員長とする企業倫理委員会において、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクの把握、分析および評価、研修の企画・実施、違反事例に係わる原因の究明や再発防止策の立案およびそれらの当社グループ内への周知徹底を行う。 企業倫理ヘルプラインを設置し、企業倫理上疑義のある行為等について、当社グループの従業員等が直接通報・相談できる体制とする。企業倫理ヘルプラインに寄せられた情報については、企業倫理委員会において、状況把握を行い、必要な対策をとるものとする。 住友ゴムグループの企業行動基準に、反社会的勢力との関係を一切遮断することを規定し、反社会的勢力からの一切の要求を拒絶する体制とする。	取締役会での監督に加え、監査役会を12回開催し、取締役の業務執行が法令および定款に適合していることを確認しました。 また、当社グループのコンプライアンス事案を審議する企業倫理委員会を4回開催し、企業倫理ヘルプライン通報案件への真摯な対応を含め、当社グループ横断的なコンプライアンス・リスクへの対策等を行いました。 更には当社が定める企業倫理月間に併せて企業倫理講演会を開催したほか、当社グループ各部門においてそれぞれ企業倫理意識向上活動に取り組みました。

	(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制	当社の所管部署は子会社各社の業績等の目標およびその達成状況について各子会社の取締役等から定期的に報告を受けるとともに、関係会社管理規定に基づき、当社の経営会議、取締役会に付議すべき事項やリスク管理、コンプライアンス等に関する一定の事項について適宜報告を受け、または必要により当社と協議する体制をとるものとする。	12回実施したグループ業績会議における各子会社取締役からの定期的な報告等に加え、当社関係会社管理規定に基づいた経営会議、取締役会への付議等を通じ、子会社から随時必要な事項の報告を受けており、当社グループ全体を通じ適正に職務を執行できる体制としております。
⑥財務報告の適正性を確保するための体制	金融商品取引法および金融庁が定める評価・監査の基準ならびに実施基準に沿った内部統制システムの整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の一層の強化を図る。	会計監査人による監査等も活用しながら、法令等に沿った内部統制システムの更なる整備を進め、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制の強化を随時図っております。
⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項	当社監査役の業務を補助すべき専任者として監査役付を配置し、もっぱら当社監査役の指揮命令に従うものとする。 また、監査役付の人事異動、人事評価に際しては、あらかじめ監査役会に意見を求めるものとする。	当社では、監査役の業務を補助すべき専任者として、地位の独立性に配慮した監査役付検査役を配置しております。

	(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要	(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
⑧取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制	当社常勤監査役は当社の経営会議その他の重要な会議に出席し、当社グループの状況を適切に把握することとする。リスク管理上重要な事項等については、当社グループの取締役または部門長等から適宜当社監査役に報告する体制とする。 企業倫理ヘルプラインに通報された事項（軽微なものを除く。）は、当社監査役会に報告する。当社グループ各社を適用対象とする企業倫理取り組み体制に関する規定において、企業倫理ヘルプラインへの通報者に関する事項の守秘、通報者への不利益な取り扱いの禁止をする等、当社監査役へ報告したことを理由とした不利益な取り扱いを禁止する体制とする。	当社常勤監査役は、経営会議や企業倫理委員会等の重要な社内会議に出席し、実効的な監査に必要な情報の報告を随時受けております。 監査役会においてこれらの情報を社外監査役と共有することで、客観かつ公平な視点も備えた実効性のある監査を実施しました。
⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	当社監査役が当社グループの取締役または部門長等からヒアリング等を行う機会を適宜確保する。 当社監査役の職務執行について生ずる合理的な範囲の費用については、臨時での出費を含め、当社に精算を請求できる体制とする。	当社監査役会では、当社グループの取締役または部門長等から担当業務の内容や中期経営計画に対する進捗等を計11回、定期的に聴取しました。また監査役による現地実査（内、社外監査役も国内外各1拠点実査）の結果を監査役全員で共有することで、実効的な監査を実施しました。

連結持分変動計算書

(2018年1月1日から)
(2018年12月31日まで)
(単位：百万円)

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素	
					在外営業活動体の 換 算 差 額	キャッシュ・ フロー・ヘッジ
2018年1月1日時点の残高	42,658	37,865	428,799	△17,631	△43,902	△436
当 期 利 益			36,246			
そ の 他 の 包 括 利 益					△30,347	86
当 期 包 括 利 益 合 計	—	—	36,246	—	△30,347	86
自 己 株 式 の 取 得				△31		
自 己 株 式 の 処 分		1		3		
配 当 金		3	△15,511			
支配継続子会社に対する持分変動					0	
連 結 子 会 社 合 併 に 伴 う		△3,598		17,590	△233	0
非 支 配 持 分 の 取 得						
利 益 剰 余 金 へ の 振 替			△3,256			
資 本 剰 余 金 へ の 振 替		5,216	△5,216			
そ の 他 の 増 減 額						△41
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	—	1,622	△23,983	17,562	△233	△41
2018年12月31日時点の残高	42,658	39,487	441,062	△69	△74,482	△391

	親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 持 分				非 支 配 持 分	資 本 合 計
	そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素			合 計		
	その他の包括利益 を 通 じ て 公正価値で測定 する金融資産	確定給付制度 の 再 測 定	合 計			
2018年1月1日時点の残高	12,554	－	△31,784	459,907	30,979	490,886
当 期 利 益			－	36,246	940	37,186
そ の 他 の 包 括 利 益	△2,907	△3,405	△36,573	△36,573	△1,912	△38,485
当 期 包 括 利 益 合 計	△2,907	△3,405	△36,573	△327	△972	△1,299
自 己 株 式 の 取 得			－	△31		△31
自 己 株 式 の 処 分			－	4		4
配 当 金			－	△15,511	△1,300	△16,811
支配継続子会社に対する持分変動			0	3	96	99
連 結 子 会 社 合 併 に 伴 う	123	41	△69	13,923	△13,923	－
非 支 配 持 分 の 取 得						
利 益 剰 余 金 へ の 振 替	△108	3,364	3,256	－		－
資 本 剰 余 金 へ の 振 替			－	－		－
そ の 他 の 増 減 額			△41	△41		△41
所 有 者 と の 取 引 額 合 計	15	3,405	3,146	△1,653	△15,127	△16,780
2018年12月31日時点の残高	9,662	－	△65,211	457,927	14,880	472,807

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSに求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 93 社

主要な連結子会社の名称等

ダンロップタイヤ北海道(株)	(株)ダンロップスポーツマーケティング
P. T. Sumi Rubber Indonesia	Sumitomo Rubber(Thailand) Co., Ltd.
SRI USA, Inc.	Sumitomo Rubber USA, LLC
住友橡膠（常熟）有限公司	住友橡膠（湖南）有限公司
住友橡膠（中国）有限公司	Sumitomo Rubber do Brasil Ltda.
Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limited	
Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş.	
Micheldever Group Ltd.	Roger Cleveland Golf Company, Inc.

ダンロップスポーツ(株)、ダンロップインターナショナル(株)は当社と合併したため、連結の範囲から除外しております。

成都迪驾族汽车服务有限公司を新規設立したため、連結の範囲に含めております。

スポーツサーフェス(株)を買収したことに伴い、連結の範囲に含めております。

DIEL Pension Funding GP Limited、DIEL Pension Funding Limited Partnership、Dunlop International Pension Scheme Trustees Limitedの3社は、その重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は、連結財務情報のより適正な開示を図るため、連結決算日において仮決算を実施した上で連結しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 3 社

主要な会社名

栃木住友電工(株)	内外ゴム(株)
-----------	---------

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産を、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、又は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。

(償却原価で測定される金融資産)

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定される金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

金融資産は、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

償却原価で測定される金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産以外の金融資産のうち、売却目的保有を除く全てのその他の資本性金融商品に対する投資について、当社グループは、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っております。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。当社グループは、いずれの負債性金融商品に対する投資も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定されるものとして指定していません。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(償却原価で測定される金融資産)

償却原価で測定される金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)

(a) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(純損益を通じて公正価値で測定される金融資産)

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(iv) 金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

(信用リスクの著しい増大の判定)

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増大しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するのにあたっては、以下を考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化
- ・期日経過の情報

(予想信用損失の測定)

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(v) 金融資産の認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅したか、譲渡されたか、又は実質的に所有に伴う全てのリスクと経済価値が移転した場合に認識を中止しております。

また当社グループは、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

② デリバティブ以外の金融負債

(i) 分類

当社グループは、デリバティブ以外の金融負債を、償却原価で測定される金融負債に分類しております。

(ii) 当初認識及び測定

当社グループは、当社グループが発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の全ての金融負債は、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に当初認識しております。全ての金融負債は、公正価値に取引コストを減算した金額で当初測定しております。

(iii) 事後測定

金融負債は、実効金利法による償却原価で事後測定しております。

(iv) 金融負債の認識の中止

金融負債は消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止しております。

③ 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ、相殺し、連結財政状態計算書において純額で表示しております。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で事後測定しております。

デリバティブの公正価値の変動額についての会計処理は、適格なヘッジ手段に指定される場合はヘッジ目的とヘッジ指定により決定され、適格なヘッジ手段に指定されない場合のデリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しております。

(i) ヘッジ会計の適格要件

当社グループは、ヘッジ関係がヘッジ会計の適格要件を満たすかどうかを評価するために、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値、又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、ヘッジ有効性の要求を全て満たしているかどうかについても、ヘッジ開始以降継続的に評価し文書化しております。なお、ヘッジ有効性の継続的な評価は、各期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方において行っております。

(ii) 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ会計の適格要件を満たすヘッジ関係については、以下のように会計処理しております。

(公正価値ヘッジ)

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ヘッジ対象に係る公正価値の変動額は、ヘッジ対象の帳簿価額を調整するとともに、純損益として認識しております。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のうち、ヘッジ有効部分であるキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金はその他の包括利益として認識し、ヘッジ有効部分以外は純損益として認識しております。

ヘッジされた予定取引がその後に非金融資産もしくは非金融負債の認識を生じる場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金を直接、当該資産又は負債の当初原価又はその他の帳簿価額に振り替えております。

上記以外のキャッシュ・フロー・ヘッジに係るキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた予想将来キャッシュ・フローが純損益に影響を与えるのと同じ期間に、純損益に振り替えております。

ただし、当該金額が損失であり、当該損失の全部又は一部が将来の期間において回収されないと予想する場合には、回収が見込まれない金額を、直ちに純損益に振り替えております。

ヘッジ会計を中止する場合、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生が依然見込まれる場合には、当該キャッシュ・フローが発生するまでキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に残し、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がもはや見込まれない場合には、純損益に直ちに振り替えております。

⑤ 金融商品の公正価値

各報告日現在で活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場における公表価格を参照しております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を使用して算定しております。

⑥ 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定されており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び、関連する変動販売費を控除した額であります。

(2) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法並びに減価償却又は償却の方法

① 有形固定資産

全ての有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。取得原価には、当該資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用及び適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用が含まれております。

取得後の支出は、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつその費用を信頼性をもって測定することができる場合には、当該資産の帳簿価額に含めるか、又は適切な場合には個別の資産として認識しております。取り替えられた部分についてはその帳簿価額の認識を中止しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法で計上しております。

主な資産の種類別の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2～60年
- ・機械装置及び運搬具 2～20年
- ・工具、器具及び備品 1～20年

資産の減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② 無形資産

(i) のれん

子会社の取得により生じたのれんは、無形資産に計上しております。

のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定されます。

のれんは償却を行わず、減損テストを実施しております。減損については「(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ②非金融資産の減損」に記載しております。

企業結合により取得し、のれんとは区別して認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しており、耐用年数の確定できないものを除き、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。

(ii) その他の無形資産

その他個別に取得した無形資産で耐用年数が確定できるものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しており、その見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。なお、耐用年数が確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

主な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・顧客関連資産 5～20年
- ・ソフトウェア 3～5年

資産の償却方法、残存価額及び見積耐用年数は各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③ リース

リースは、資産の所有に伴うリスクと経済価値を実質的に全て当社グループに移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産及び負債は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却しております。

オペレーティング・リースについては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しております。

引当金は、貨幣の時間価値が重要である場合には、債務の決済に必要とされると見込まれる支出に、貨幣の時間価値の現在の市場評価と当該債務に特有なリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値で測定しております。時間の経過による引当金の増加は金融費用として認識しております。

製品自主回収関連 損失引当金	製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用について、当連結会計年度以降発生すると考えられる合理的な損失見込額を計上しております。
-------------------	---

資産除去債務	賃借事務所・建物の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。これらの費用は主に1年以上経過した後を支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。
--------	--

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 外貨換算

(i) 外貨建取引

当社グループ各社の財務諸表は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しております。

外貨建取引は、取引日における為替レート又はそれに近似するレートで当社グループ各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算又は決済によって生じる換算差額は純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については連結会計期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識しております。当該差額は「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めております。

② 非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産は、事象あるいは状況の変化により、その帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損の有無について検討しております。資産の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額については減損損失を認識しております。回収可能価額とは、資産の売却費用控除後の公正価値と、使用価値のいずれか高い金額であります。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損を検討するために、資産は個別に識別可能なキャッシュ・フローが存在する最小単位（資金生成単位）にグループ分けされます。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産は償却の対象ではなく、毎期、資産の回収可能額を見積み、その帳簿価額と比較する減損テストを実施しております。

のれんについても毎期減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額が帳簿価額となります。のれんは、減損テスト実施のために、企業結合のシナジーによる便益を得ることが期待される各資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

のれんを除く、過去に減損を認識した有形固定資産及び無形資産については、各報告期間の末日において減損が戻入れとなる可能性について評価を行っております。

③ 従業員給付

(i) 短期従業員給付

短期従業員給付は、割引計算をせず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もられる額を負債として認識しております。

(ii) 退職後給付

(a) 確定給付制度

当社及び一部の子会社は、確定給付制度を採用しております。

確定給付制度に関連して認識される資産又は負債は、制度ごとに区分して、報告期間の末日現在の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額となっております。確定給付債務は、独立した年金数理人が、予測単位積増方式を用いて毎期算定しております。割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

実績による修正及び数理計算上の仮定の変更から生じた数理計算上の差異は、発生した期間に、その他の包括利益に計上した上で即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期間に純損益として認識しております。

(b) 確定拠出制度

当社及び一部の子会社は、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度の退職給付に係る費用は、拠出金の支払いを行っている限り、追加的な支払債務は発生しないため、支払期日に拠出金を従業員給付費用として認識しております。

(iii) その他の長期従業員給付

退職給付以外の長期従業員給付に対する債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引いて算定しております。

④ 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

IFRS		新設・改訂内容
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	収益認識に関する会計処理の改訂

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下「IFRS第15号」という。）を当連結会計年度から適用しております。

IFRS第15号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

IFRS第15号の適用に伴い、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

これらの基準及び解釈指針の適用が当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

また、IFRS第15号の適用に伴い、当連結会計年度より、従来、「流動負債」の「引当金」に含めておりました値引きや返品に係る返金負債を「営業債務及びその他の負債」として表示しております。

この結果、従来の方によった場合と比較して、連結財政状態計算書において、「流動負債」の「引当金」が6,274百万円減少し、「営業債務及びその他の負債」が6,274百万円増加しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,386百万円
その他の金融資産（非流動資産）	807百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 688,200百万円

(連結損益計算書に関する注記)

当連結会計年度において、南アフリカのタイヤ製造・販売子会社Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limitedに係るのれんについて、基礎となる事業計画を更新した結果、当初想定していた収益性が見込めなくなったため、減損損失2,407百万円を計上しております。当該減損損失は、連結損益計算書上「その他の費用」に含まれております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	263,043,057株
------	--------------

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
普通株式	9,029,444	15,427	9,009,981	34,890

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、合併に伴う株式割当による減少9,008,294株、単元未満株式の売渡1,687株によるものであります。

3. 配当金に関する事項

(1) 配当支払額

2018年3月29日開催の第126期定時株主総会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の総額	7,620百万円
1株当たり配当額	30円
基準日	2017年12月31日
効力発生日	2018年3月30日

2018年8月7日開催の取締役会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の総額	7,890百万円
1株当たり配当額	30円
基準日	2018年6月30日
効力発生日	2018年9月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2019年3月26日開催の第127期定時株主総会において決議を予定している配当

株式の種類	普通株式
配当金の原資	利益剰余金
配当金の総額	6,575百万円
1株当たり配当額	25円
基準日	2018年12月31日
効力発生日	2019年3月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けるため、事業活動の過程で保有する又は引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされております。リスクには、(1)信用リスク、(2)流動性リスク、(3)市場リスク（為替リスク、株価リスク、金利リスク）が含まれます。

(1) 信用リスク

当社グループは、保有する金融資産の相手先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク（以下「信用リスク」）にさらされており、与信管理規定に従い、営業債権について、各事業部門における営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等を早期に把握できる体制をとることで信用リスクの軽減を図っております。

また、当社グループでは、事業に係るリスクを軽減するために金融機関等が提供するデリバティブ金融商品を利用しておりますが、デリバティブ金融商品に係る取引は格付けの高い金融機関とのみ行っているため、当該取引に係る当連結会計年度末における信用リスクは重要ではないと考えております。

なお、営業債権は、広範囲の地域に広がる多くの数の顧客に対するものであり、特定の相手先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、過度に集中した信用リスクは有しておりません。

(2) 流動性リスク

当社グループは、短期借入金を主に運転資金の調達を目的として利用し、長期借入金や社債を主に設備投資資金の調達を目的として利用しております。支払手形及び買掛金といった債務と合わせ、当社グループはこれらの債務の履行が困難になる流動性リスクにさらされております。その流動性リスクについて、当社グループは決済に必要なキャッシュ・フローの予測計画をもとに作成した適切な資金計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業展開を行っており、当社及び各子会社が製造した製品等を海外にて販売しております。このため、当社及び各子会社が機能通貨以外の通貨で行った取引から生じる外貨建営業債権等を報告期間末日の為替レートを用いて、機能通貨に換算替えることに伴う、為替相場の変動リスク（以下「為替リスク」）にさらされております。

また、一部の原材料等の輸入に伴う外貨建ての営業債務やその他の外貨建債務も、為替リスクにさらされておりますが、恒常的に同じ通貨建ての営業債権等の残高の範囲内にあるため、当該為替リスクは、外貨建営業債権等から生じる為替リスクと相殺されます。

当社グループの為替リスクは、主に、米ドル、ユーロ等の為替相場の変動により発生します。当社及び一部の子会社は、通貨別月別に把握された外貨建ての営業債権債務の残高を把握し、その純額から生じる為替リスクを、原則として先物為替予約を利用して回避しております。なお、為替相場の状況により、輸出入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権債務の純額に対する先物為替予約を行っております。また、営業債権債務以外の外貨建債権債務に係る為替の変動リスクを抑制するために、原則として通貨スワップ取引等を利用しております。

当社グループは、デリバティブ取引をリスク回避目的にのみ利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 株価リスク

当社グループは、金融取引及び財務取引の維持強化、相互の事業拡大並びに取引関係の強化を目的として業務上の関係を有する企業の株式を保有していることから、株価変動リスクにさらされております。なお、保有資産の効率化及び有効活用を図るため、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握し、保有の是非について見直しております。

③ 金利リスク

市場金利の変動により、金融商品の公正価値もしくは金融商品から生じる将来キャッシュ・フローが変動するリスクは、金利リスクとして定義しております。当社グループの金利リスクのエクスポージャーは、主に借入金や社債などの債務及び利付預金などの債権に関連しております。利息の金額は市場金利の変動に影響を受けるため、利息の将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクにさらされております。

当社グループは、主に金利の上昇による将来の利息の支払額の増加を抑えるために、社債を固定金利で発行することにより資金調達を行っております。長期借入金を変動金利により調達する場合には、原則として、変動金利を受け取り、固定金利を支払う金利スワップ契約を金融機関と締結し、調達金利を実質的に固定化することにより、キャッシュ・フローの安定化を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における金融資産及び金融負債の公正価値と連結財政状態計算書上の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	161	161
貸付金	1,041	1,041
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	203	203
資本性金融商品	22,807	22,807
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	74,526	74,526
営業債権及びその他の債権	202,638	202,638
その他の金融資産	10,052	10,052
合計	311,428	311,428
金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	375	375
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融負債		
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	614	614
償却原価で測定される金融負債		
営業債務及びその他の債務	141,838	141,838
社債及び借入金	279,638	281,657
リース債務	3,844	3,990
合計	426,309	428,474

公正価値の測定方法

当社グループは、金融資産及び金融負債の公正価値について以下のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は市場価格を利用しております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、適切な評価方法により見積りを行っております。

- (1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。
- (2) 社債及び長期借入金
社債及び長期の借入金につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (3) デリバティブ
デリバティブにつきましては、契約締結先金融機関から提示された価額に基づいて算定しております。
- (4) その他の金融資産等
その他の金融資産のうち、流動項目は短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっております。市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格に基づいて算定しております。
それ以外の金融商品の公正価値の算定には、割引キャッシュ・フロー分析などその他の技法を用いております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり親会社所有者帰属持分	1,741円11銭
基本的 1 株当たり当期利益	137円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2018年1月1日から
2018年12月31日まで)
(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 合 計	
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 金 合 計		そ の 他 利 益 剰 余 金						
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	42,658	37,411	1,250	38,661	4,536	2,645	345	74,842	149,346		231,714	
当 期 変 動 額												
剰 余 金 の 配 当									△15,511		△15,511	
当 期 純 利 益									32,002		32,002	
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩							△98		98		—	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△69			69		—	
自 己 株 式 の 取 得												
自 己 株 式 の 処 分			1	1								
合 併 に よ る 増 減		1,291	△6,467	△5,176								
そ の 他 資 本 剰 余 金 の 負 の 残 高 の 振 替			5,216	5,216					△5,216		△5,216	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)												
当 期 変 動 額 合 計	—	1,291	△1,250	41	—	△69	△98	—	11,442		11,275	
当 期 末 残 高	42,658	38,702	0	38,702	4,536	2,576	247	74,842	160,788		242,989	

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△17,631	295,402	11,575	△5	11,570	306,972
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△15,511				△15,511
当 期 純 利 益		32,002				32,002
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		—				—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—				—
自 己 株 式 の 取 得	△31	△31				△31
自 己 株 式 の 処 分	3	4				4
合 併 に よ る 増 減	17,590	12,414				12,414
そ の 他 資 本 剰 余 金 の 負 の 残 高 の 振 替		—				—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△2,729	5	△2,724	△2,724
当 期 変 動 額 合 計	17,562	28,878	△2,729	5	△2,724	26,154
当 期 末 残 高	△69	324,280	8,846	—	8,846	333,126

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 関連会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
時価のないもの	総平均法による原価法
デリバティブ	時価法
商品及び製品	総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
仕掛品	総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品	主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3～50年 構築物 4～60年 機械及び装置 3～17年 工具、器具及び備品 2～20年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	定期的に支給する従業員賞与の当事業年度に負担すべき見込額を計上しております。

役員賞与引当金	役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき見込額を計上しております。
---------	--

退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
---------	--

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

売上値引引当金	当事業年度中に販売した商品に関して、翌事業年度において発生すると見込まれる売上値引きに備えるため、その発生見込額を計上しております。
---------	--

製品自主回収関連 損失引当金	製品自主回収に関する直接回収費用及び関連する費用等について、当事業年度末以降発生すると考えられる合理的な損失見積額を計上しております。
-------------------	---

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費	支出時に全額費用処理しております。
-------	-------------------

(2) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている金利通貨スワップについては一体処理を採用しております。

ヘッジ手段と
ヘッジ対象

ヘッジ手段… 為替予約取引・金利スワップ取引及び
金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象… 外貨建予定取引・変動金利の借入金

ヘッジ方針

当社の内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために行っております。

ヘッジ有効性
評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	414,706百万円
2. 受取手形割引高	51百万円
3. 保証債務	33,507百万円
債務保証	33,507百万円
うち外貨によるもの	116,000千米ドル
	9,693千英ポンド
	34,500千タイバーツ
	5千オーストラリアドル
	2,495,816千南アフリカランド
	1,110千ブラジルリアル
4. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	197,041百万円
長期金銭債権	3,672百万円
短期金銭債務	91,726百万円
長期金銭債務	14,737百万円
5. 期末日満期手形等の処理	
下記の手形等は、実際の手形交換日もしくは決済日に決済処理をしております。	
受取手形	470百万円
支払手形等	7,689百万円

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 330,172百万円 |
| 仕入高等 | 179,774百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 44,896百万円 |
2. 抱合せ株式消滅差益
- 抱合せ株式消滅差益は、2018年1月1日付で当社の連結子会社でありましたダンロップスポーツ(株)を当社に吸収合併したことによるものであります。
3. 関係会社株式評価損
- 関係会社株式評価損は、当社が保有するSumitomo Rubber South Africa(Pty) Limited等の株式を減損処理したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	9,029,444	15,427	9,009,981	34,890

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、合併に伴う株式割当による減少9,008,294株、単元未満株式の売渡1,687株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

(流動)	繰延税金資産	販売奨励金	1,050
		賞与引当金	632
		広告宣伝費	365
		たな卸資産評価損	321
		研究開発費	286
		未払事業税	250
		賞与引当金に係る社会保険料	100
		貸倒引当金	93
		その他	426
		繰延税金資産合計	3,523
(固定)	繰延税金資産	関係会社株式	6,854
		固定資産減損損失	1,010
		広告宣伝費	286
		減価償却超過額	202
		資産除去債務	134
		投資有価証券	116
		貸倒引当金	67
		その他	537
		繰延税金資産小計	9,206
		評価性引当額	△7,926
		繰延税金資産合計	1,280
	繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△3,806
		固定資産圧縮積立金	△1,239
		退職給付引当金	△856
		外貨建債権債務評価差額	△68
		その他	△404
		繰延税金負債合計	△6,373
		繰延税金負債純額	△5,093

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属 性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	国内販売子会社 ※明細下記	※明細下記	自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任	タイヤ等の販売(注1)	136,520	売掛金	60,743
				資金の預り(注4)	4,897	預り金	27,757
	Sumitomo Rubber North America, Inc.	所有 間接 100.0%	自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任	タイヤ等の販売(注3)	41,205	売掛金	16,619
	Falken Tyre Europe GmbH	所有 直接 100.0%	自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任	タイヤ等の販売(注3)	35,297	売掛金	14,705
	Sumitomo Rubber Middle East FZE	所有 直接 100.0%	自動車タイヤ の販売先 役務の提供 役員の兼任	タイヤ等の販売(注3)	22,825	売掛金	10,343
				資金の預り(注4)	1,831	預り金	10,958
	Sumitomo Rubber (Thailand) Co., Ltd.	所有 直接 100.0%	自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任	タイヤ等の仕入(注2)	91,127	買掛金	13,588
				資金の回収(注4)	8,475	短期貸付金	—
	SRI USA, Inc.	所有 直接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の貸付(注4)	1,069	短期貸付金	11,442
	Micheldever Tyre Services Ltd	所有 間接 100.0%	役務の提供 役員の兼任	資金の貸付(注4)	1,021	短期貸付金	12,593
	住友橡膠(常熟) 有限公司	所有 間接 100.0%	自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任	資金の返済(注6)	678	長期借入金	9,696
	Sumitomo Rubber South Africa (Pty) Limited	所有 直接 100.0%	自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任	保証債務(注5)	19,118	—	—
	Sumitomo Rubber AKO Lastik Sanayi ve Ticaret A.Ş.	所有 直接 80.0%	自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任	保証債務(注5)	12,543	—	—
	Sumitomo Rubber do Brasil Ltda.	所有 直接 100.0%	自動車タイヤ の仕入先 役務の提供 役員の兼任	増資の引受(注7)	8,685	—	—

※国内販売子会社に含まれている会社等の名称及び議決権等の所有割合は下記のとおりであります。

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合
ダンロップタイヤ北海道(株)	所有 直接 100.0%
ダンロップタイヤ東北(株)	所有 直接 98.8%
ダンロップタイヤ関東(株)	所有 直接 98.7%
ダンロップタイヤ中央(株)	所有 直接 99.3%
ダンロップタイヤ中部(株)	所有 直接 100.0%
ダンロップタイヤ北陸(株)	所有 直接 58.7%
ダンロップタイヤ近畿(株)	所有 直接 100.0%
ダンロップタイヤ中国(株)	所有 直接 98.9%
ダンロップタイヤ四国(株)	所有 直接 100.0%
ダンロップタイヤ九州(株)	所有 直接 100.0%
(株)ダンロップモーターサイクルコーポレーション	所有 直接 100.0%

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 注1 取引価格については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、定期的な価格交渉の上、決定しております。
- 注2 取引価格については、予定原価に一定のマージン率を上乗せした金額をもとに決定しております。
- 注3 取引価格については、当社製品の市場価格から算定し、決定しております。
- 注4 資金の貸付及び預りについては、CMS（キャッシュマネジメントシステム）に係るものであり、市場金利を勘案し、合理的に利息を決定しております。なお、取引金額は純増減額を記載しております。
- 注5 子会社の銀行借入（2,495,816千南アフリカランド、113,000千米ドル）につき保証を行ったものであり、「取引金額」は2018年12月末残高であります。
- 注6 資金の借入については、市場金利を勘案し、合理的に利息を決定しております。なお、取引金額は純増減額を記載しております。
- 注7 増資の引受については、同社が行った増資を全額引き受けたものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,266円60銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 121円68銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

当社は、2017年8月29日開催の取締役会において、当社の子会社であるダンロップスポーツ㈱（以下「ダンロップスポーツ」といい、当社と併せて「両社」という。）との間で、当社を吸収合併存続会社、ダンロップスポーツを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併①」という。）を行うことについて取締役会決議を行い、両社の間で吸収合併契約を締結しております。また、当社と両社の合併会社であるダンロップインターナショナル㈱（以下「ダンロップインターナショナル」という。）は、同日、当社を吸収合併存続会社、ダンロップインターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併②」といい、本合併①と合わせて「本統合」という。）を行うことについて取締役会決議を行い、当社とダンロップインターナショナルとの間で吸収合併契約を締結しております。なお、本統合に先立ち、当社は2017年12月28日付でダンロップスポーツが保有するダンロップインターナショナルの全ての株式を譲受（以下「本株式譲渡」という。）することについて、取締役会決議を行い、両社の間で株式譲渡契約を締結しております。

同決議どおり、当事業年度中に株式の譲受によりダンロップインターナショナルを当社の完全子会社とした後、2018年1月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」という。）として、本統合を実施しました。

なお、ダンロップスポーツの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において、最終売買日を2017年12月26日として、2017年12月27日付で上場廃止となっております。

1. 取引の概要

(1) 対象となった結合当事企業の概要

(2017年12月31日現在)

	吸収合併消滅会社 (本合併①)	吸収合併消滅会社 (本合併②)
商号	ダンロップスポーツ	ダンロップインターナショナル
事業内容	ゴルフ用品、テニス用品の製造及び販売、他	ダンロップ商標権の管理並びにダンロップブランドのスポーツ用品事業及びライセンス事業
資本金	9,207百万円	3,005百万円
純資産	31,373百万円	5,077百万円
総資産	52,800百万円	20,884百万円
売上高	42,172百万円	2,925百万円

(2) 企業結合日

2018年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

① 本合併①について

(i) 本合併①の方式

当社を吸収合併存続会社、ダンロップスポーツを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式であります。本合併①は、当社については、会社法第796条第2項に規定する簡易合併の手続により株主総会による承認を受けずに、ダンロップスポーツについては、2017年11月7日開催の臨時株主総会において本合併契約①の承認を受けた上で、両社は、2018年1月1日を効力発生日として本合併①を行っております。

(ii) 本合併①に係る割当ての内容

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	ダンロップスポーツ (吸収合併消滅会社)
合併比率	1	0.784
本合併①により交付する株式数	当社普通株式：9,008,294株	

(注) 1. 株式の割当て比率

ダンロップスポーツの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.784株を割当て交付しております。ただし、当社が保有するダンロップスポーツの普通株式及びダンロップスポーツが保有する自己株式については、本合併①による株式の割当ては行っておりません。

2. 本合併①により交付する株式数

当社は、本合併①に際して、当社の普通株式9,008,294株を本合併①が効力を生ずる時点の直前時点のダンロップスポーツの株主（ただし、当社及びダンロップスポーツ並びに本合併①に関して会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求権を行使した株主を除く。）に対して、割当て交付しております。交付する当社の普通株式は当社が保有する自己株式及び本合併①の効力発生日までに取得した自己株式を充当し、新たに普通株式は発行しておりません。

(iii) 本合併①に係る割当ての内容の根拠及び理由

本合併①の合併比率の公正性を確保するため、両社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、当社は「大和証券株式会社（以下「大和証券」という。）を、ダンロップスポーツはPwCアドバイザリー合同会社を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

当社及びダンロップスポーツは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、及び株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

当社においては、第三者算定機関である大和証券から受領した合併比率に関する算定書、外部法律事務所からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本合併比率は妥当であり、本合併比率により本合併①を行うことが妥当であると判断いたしました。

(iv) 取得した議決権比率

取得前の議決権比率	60.39%
取得後の議決権比率	100.00%

(v) 被取得企業の取得原価及びその対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した当社株式の時価	18,881百万円
取得原価		18,881百万円

② 本合併②について

(i) 本合併②の方式

当社を吸収合併存続会社、ダンロップインターナショナルを吸収合併消滅会社とする吸収合併方式であります。本合併②は、当社においては、会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、株主総会決議による承認を受けずに、ダンロップインターナショナルにおいては、本株式譲渡により当社がダンロップインターナショナルの全ての株式を保有し、会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、株主総会決議による承認を受けずに、本株式譲渡及び本合併①の効力発生を停止条件として、本効力発生日と同日を効力発生日として本合併②を行っております。

(ii) 本合併②に係る割当ての内容

本合併②は、本株式譲渡及び本合併①の効力発生を条件としているため、本合併②がその効力を生ずる直前時点において、ダンロップインターナショナルは当社の完全子会社となっており、当社は本合併②に際して、株式その他の金銭等の割当ては行っておりません。

(4) 結合後企業の名称

住友ゴム工業株式会社

2. 取引の目的

今後、当社グループとして、「ダンロップ」ブランドのグローバルな価値向上を図る戦略を立案、推進し、既存の事業も含めたグループ全体の収益向上につなげることが重要な経営課題となっており、当社、ダンロップスポーツ及びダンロップインターナショナルにおける、「ダンロップ」ブランドの活用方法について検討を進めてまいりました。

その結果、ダンロップスポーツとダンロップインターナショナルのスポーツ事業を統合し、「ダンロップ」ブランドを活用したスポーツ事業の事業戦略を構築し、グローバル展開を加速させるとともに、スポーツ事業を当社に統合させることにより、当社のもつ資金力や材料・研究部門の経営資源とダンロップスポーツの持つスポーツ事業に精通した人材と経営資源を「ダンロップ」ブランドの価値向上及びスポーツ事業拡大のために活用することが、スポーツ事業及び、タイヤ事業を含む各事業の企業価値の最大化に資するとの結論に至り、今般、当社、ダンロップスポーツ及びダンロップインターナショナルの3社において、本統合を実施することといたしました。

3. 実施した会計処理の概要

本合併①及び本合併②は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。